

平成 27 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 6 日

平成 27 年 1 2 月 22 日（火曜日） 開 議 午前 9 時 29 分
閉 会 午前 11 時 16 分

◎議事日程（第 6 号）

- 日程第 1 議案第 142 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
議案第 143 号 紀の川市行政組織条例の一部改正について
議案第 144 号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
議案第 145 号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 146 号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 147 号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 152 号 紀の川市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 141 号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その 2）工事）
議案第 148 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 149 号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第 150 号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
議案第 154 号 平成 27 年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 156 号 紀の海広域施設組合格約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第 151 号 紀の川市手数料条例の一部改正について
議案第 155 号 紀の川市道路線の認定について
議案第 159 号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
議案第 155 号 紀の川市道路線の一部改正について
議案第 159 号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 153 号 平成 27 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第 5 請願第 5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する
請願書
請願第 6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書
請願第 7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願
書
- 日程第 6 議員派遣の件について
- 日程第 7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 坂本康隆	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕
教育部長	稲垣幸治	企画部財政課長	杉本太

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	次長兼議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時29分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告など含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず日程第1から日程第3では、各常任委員会に付託をしていた案件のうち、議案第153号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第4では、分割付託していた議案第153号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について、討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について から
議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正について まで

○議長（竹村広明君） それでは、日程第1、議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてから、議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました7議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る12月14日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。当委員会に付託されました議案は7件であります。

慎重審査の結果、当委員会に付託された議案第142号、議案第143号、議案第144号、議案第146号、議案第147号、議案第152号については、全会一致で、議案第145号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、今回の特別措置については、市内企業が市内で本社機能を拡充した際も対象になってくるのかとただしたのに対し、本社機能や研究所等を拡充したもので、県の地域再生計画に基づき認可された企業が対象となるとの答弁でした。

議案第144号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正については、今回の改正により、基本構想の策定・変更または廃止に関することが追加されたが、この基本構想はどの部分までを想定しているのかとただしたのに対し、長期総合計画については基本構想と基本計画の部分があり、紀の川市の主要課題や将来像等の部分が基本構想になってくるとの答弁でした。

また、今回の追加事件については、長期総合計画の基本構想のみであるが、他の計画等についても議会の監視能力の強化が図られるようにすべきであるとただしたのに対し、市としては、大事な構想については議決をいただいた上で制定していきたいと考えているため、今後必要に応じて議決の対象となる項目をお願いする場合があるとの答弁でした。

議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、市がマイナンバーを独自利用するメリットはとただしたのに対し、これまで行政手続にはたくさんの書類が必要であったが、マイナンバーを導入にすることにより、市民の手間が少し解消される点であるとの答弁でした。

また、それぞれ独自利用する際の規則の整備状況についてただしたのに対し、規則については、担当部局等で精査し整備するとの答弁でした。

議案第146号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正については、今回改正により、昇給停止の影響を受ける者及びその額についてただしたのに対し、平成28年1月給料で84名が昇給停止の対象となり、影響額としては全体9万6,600円と試算しているとの答弁でした。

議案第147号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、条例の改正内容についてただしたのに対し、特殊公務災害、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴う改正であり、共済年金や遺族年金等の複数の年金を受給している者の調整率が変更され、一部の公務災害に係るものについては若干率の方が増加するとの答弁でした。

議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正については、粉河地区公民館のコンピュータ室が廃止されることに伴い、これまで開催していた公民館講座はどうなるのかとただしたのに対し、現在、講座で使用しているコンピューターは老朽化しており、入れかえによる費用対効果、またこれまでの講座において市民への一定の成果が出たものと考え、コンピューター講座は廃止の方向で考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいま委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております7議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第145号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

本条例改正案は、9月議会で制定した本条例に本市が個人番号を独自利用する事務を新たに書き加える内容で、法定事務と独自利用事務を定めて、来年1月からの利用開始に向けた条例面での準備を整えるものとなっています。一つの番号で個人情報の名寄せができるマイナンバー制度は、一たび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害を起こしかねない危険をはらんでいることが指摘されています。

私もこの制度によって、場合によってはある人の社会的生命を絶つことも、また結果的に命を奪うことにもつながりかねない、そういう制度であると考えます。制度をめぐっては、今月運用開始を前に、今のうちにとめねばと憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、差しとめを求める違憲訴訟も全国各地で起こされたところです。

個人番号の通知については、簡易書留で各世帯ごとに送られていますが、全国的にも、また紀の川市でも郵送がまだであったり返送される通知カードが多くあったりと、自分の番号を受け取ることすらできない人が多発するおそれがある中での運用開始となります。

このまま本格運用することは、国民に不利益をもたらすもので、マイナンバー制度は現時点で一旦凍結し、その上で中止すべきであると考えます。制度自体が基本的人権を侵害する危険をはらんでいる中で、国は見切り発車的に運用を開始しようとし、その結果、各自治体は法律に基づいて番号の利用に向けた準備を進めることが求められます。紀の川市でも、制定と今回の改正の2回の議案で事務が滞らないように対応を進めているということにあります。

今回の改正も、法律が施行された以上、独自利用する事務を条例でうたっておかなければ、これまでどおりの事務ができなくなることから、独自利用の規定を新たに盛り込んだものと理解をしています。マイナンバーの運用開始で申請を行う市民にとって、また現場で対応する職員にとってどう変わるのかについては、総務文教常任委員会の審査では、本条例施行後も個人番号の提示がない場合にも、これまでどおり申請や書類の提出は受け付

けるということと、番号の提示がない場合も、庁内ではマイナンバーを利用していくという説明でした。

また、職員の事務としては、本人確認の事務がふえるということと、平成29年からの情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始によって事務はふえるということでした。市民にとっては、番号法がない現時点で重大な問題があるわけではなく、また個人番号の運用が始まって、莫大な費用や手間をかけるほどのメリットは市民にはないと思います。それに加え、これまでは柔軟に庁内連携されていた事務が、番号法による縛りがかかることから、現場は事務がふえるということではないかと思えます。

わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらすマイナンバーを導入し利用するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化と適正化を図り、住民の利便性を高めるために労力を使うことこそ必要なんではないかと思えます。こうした点から、今回の条例改正に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。

私は、議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

今回の条例改正は、個人番号利用について、いわゆるマイナンバー法に規定された法的事務以外の事務について、条例で定めるものであります。「心身障害児医療費支給事務」など、社会保障制度の分野では多くの給付行政を市町村が担っています。個人番号を利用することができる事務の種類を定めることにより、地方公共団体での番号利用ができることとなり、申請手続等の簡素化など市民の利便性の向上、庁内連携や効率的な情報の管理・運営が期待できるものであります。

地方公共団体が、地域の実情及び住民のニーズ等を踏まえ、必要な限度へ個人番号を利用するための改正であり、必要な措置であると考え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第143号 紀の川市行政組織条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第144号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第146号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第147号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域
拡張（その2）工事） から
議案第156号 紀の海広域施設組合理約の変更に関する協議について
まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2 議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）から、議案第156号 紀の海広域施設組合理約の変更に関する協議についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託をしていたものであります。

厚生常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る12月11日の本会議で付託されました議案6件につきましては、12月15日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審査の結果、議案第148号、議案第149号、議案第150号については、賛成多数で、議案第141号、議案第154号、議案第156号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、窓口で減免申請の際、マイナンバー通知カードを持たずに来庁された場合、申請は受け付けできないのかとただしたのに対し、マイナンバーを記載していない場合でも申請自体は受け付けるという運用を行う予定であるとの答弁でした。

次に、議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、3月1日からの持ち込みごみの処理手数料はどう変わるかとただしたのに対し、

3月1日以降は紀の海広域施設組合での徴収となり、燃やすごみについては、10キロ当たり50円、事業系のごみについては、10キロ当たり100円となり、現在と相違はないが、指定ごみ袋に入っている場合とそうでない場合も同様に料金を徴収することとなるとの答弁でした。

また、3月までに住民に対して十分に周知できるのかとただしたのに対し、2月号の広報と一緒に紀の海広域施設組合が作成する供用開始のチラシ、また合併以来の発行となるごみの出し方、ルールとマナーを各戸配布し、4月からのごみ収集日については3月号の広報と一緒に配布していますが、そのカレンダーにおいてお知らせをしていきますとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております6議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第148号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、マイナンバー法に基づく法定事務として国保税の減免申請書に個人番号の記載をすることとする内容です。厚生常任委員会の審査では、個人番号の記載がなくとも減免申請書は受け付けるということと、記載することで審査が早くなるなどの便宜上のメリットはないという説明がありました。

先ほどの議案第145号での討論でも述べましたが、このまま本格運用することは国民に不利益をもたらすもので、マイナンバー制度は凍結・中止すべきであると考えますので、その運用拡大を盛り込む本条例改正についても反対いたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） 私は、議題となっております議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の条例改正については、上位法令である、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、法律の規定に基づいて行政事務を遂行するにあたり、個人番号が必要となることから条例改正するものであり、効率的な行政事務を執行する上で必要な措置であり、本件について

賛成するものです。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第149号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正では、旧那賀町において直営で行われているし尿のくみ取り手数料をことし4月の値上げに引き続き、さらに値上げするというものです。那賀地域のくみ取りは、旧町時代から直営により低料金で実施されてきています。ほかの4地域では、民間業者により行われていることから、住民の間に不公平さがあるとの声もあります。

しかし、公平にするという点では、値上げをし、地域の方に負担を強いるのではなく、どの地域も地域住民や民間事業者に大きな負担をかけず、低料金でくみ取りができるように対応策を考えていくべきではないでしょうか。今後のさらなる値上げにつなげないためにも、本条例改正案に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の条例改正は、紀の海クリーンセンターが来年3月1日から稼働することに伴い、市の一般廃棄物処理施設を廃止し、ごみの搬入先が紀の海クリーンセンターとなり自己搬入のときの処理手数料が同センターで徴収されるため、市の処理手数料に係る条文を削除するものであります。

次に、し尿処理収集については、市直営で収集している那賀地区と民間業者が収集しているそれ以外の4地区では、し尿収集手数料に大きな差があり、市民が負担する手数料について平等性を保つため、市直営のし尿処理手数料の改正を行うものであり、いずれの改正も必要な措置と考え、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第150号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正も、マイナンバー法に基づく法定事務として、介護保険料の徴収猶予や減免を受けようとするときの申請書に個人番号の記載を求める内容となっています。

厚生常任委員会の審査では、個人番号の記載がなくともこれまでどおりの申請で受け付けるとの説明がありました。マイナンバー法の本格運用に向けて、自治体として対応が求められる条例改正ではありますが、マイナンバー制度は凍結・中止すべきであると考えま

すので、その運用拡大を盛り込む本条例改正についても反対いたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は議題となっております議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の条例改正については、上位法である、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、法律の規定に基づいて行政事務を遂行するにあたり、個人番号が必要となることから、条例を改正するものであります。効率的な行政事務を執行する上で必要な措置であり、本案について賛成するものであります。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）は、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第154号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第156号 紀の海広域施設組合理約の変更に関する協議については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正について から

議案第159号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正についてから、議案第159号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

○議長（竹村広明君） ただいま議題といたしました3議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会は、去る12月11日の本会議で付託されました2議案につきましては16日に、17日の本会議で付託されました1議案につきましては同日に委員会を開催し、審査を行いました。

まず、12月16日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、特に委員からの質疑はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

次に、12月17日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室2において、全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第159号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員はどのような基準で選ぶのか、選出方法についてただしたのに対し、紀の川市在住者などの住所要件もないため、一般公募と農業者からの推薦、農業関係者の組織する団体その他関係者からの推薦となっており、農業者からの推薦は3名以上の賛成者を有することを予定している。

また、農業委員会委員については評価委員会を設置し、応募者等の中から適正等を審査し、市長に報告し、市長が任命、議会の承認という段階を経る。さらに、認定農業者が委員の過半数を占めるという要件がある。農地利用最適化推進委員については、選考委員会を設置して、農業委員会で決定するとの答弁でした。

次に、周知方法をただしたのに対し、ホームページ、掲示板への掲示及びチラシの配布など考えているとの答弁でした。

次に、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の仕事の内容をただしたのに対し、農業委員会委員については、農地法に基づく農業委員会の権限に属する事項の合議体としての決定行為や農地の利用の最適化に関する事項の審議、現地調査が主な業務となる。

農地利用最適化推進委員については、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの業務を中心に、農業委員会で意見を述べたり、担当の地域の現地確認などをしてもらうとの答弁でした。

次に、農業委員会委員の人件費に対する国からの交付金についてただしたのに対し、農業委員会交付金が交付されており、農業委員会委員への報酬や農業委員会の各種事務費に使っているとの答弁でした。

今後の市の負担額の増減について再度ただしたのに対し、来年度については一般財源からの支出は減少するとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております3議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第155号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第155号 紀の川市道路線の認定について、反対討論を行います。

本議案は、粉河分庁舎跡地の有効活用として、同敷地内に市道を新設するための議案です。具体的には、現在の粉河分庁舎西側の県道粉河加太線と東側の市道国道石町線をつなぐ道路で、地域交通の安全性と利便性向上に寄与するものとして提案され、今後民有地を一部買い増しして、本道路線を建設するという計画であります。

委員会の審査では、この道路が開通すれば現在朝夕の通勤ラッシュ時に、通り抜けの道路となっているJR線路と並行して走る市道粉河東野線から通勤用の車が流れてくることから、通学路の安全の確保が図られるとの説明がされました。確かに、JR線と粉河加太線との交差部から、国道24号線へと向かう一体の道路事情を見れば、本道路線の果たす役割は大きく、交通の安全と利便性の向上に期待できるとは考えています。

しかし、それでもあえて本議案に反対するのは、この道路線の建設が粉河地域の保育所再編へとつながるものであるからです。公立保育所再編計画では、粉河地域の川原、長田、竜門の3公立保育所を粉河地区の中核である市立粉河保育園の状況も勘案しながら、新園舎の建設を視野に入れ、統廃合及び民営化を検討することとなっています。

そして、今回、未利用地有効利用検討委員会で、粉河庁舎の跡地のうち、6,100平方メートルを保育所建設用地とすることを第一候補に上げて検討され、保育所建設のためには、委員会では後にどういった施設が来るにしましてもと説明されましたが、進入路の改善が必要なことから、今回の議案となる新設道路が計画されました。

粉河地域の3公立保育所が市立粉河保育園と統合されれば、利用人数で200人を超える大規模保育所となり、また粉河地域の公立保育所は鞆淵保育所のみとなり、保護者にとって地元での保育所選択の余地はなくなります。旧那賀町地域や桃山町でも、公立保育所の統合と、その後に民営化が行われましたが、粉河地域でも保育所の大規模化と保護者の選択権の排除が粉河地域でもなされることとなります。さらに、粉河支所の跡地の有効活用について、粉河地域の住民を交えてどういう検討がなされたのか、地域住民の意向を十分にくみ取り、反映させる住民合意をつくっていくような検討過程があったと言えるでしょうか。

この道路は、地元にとっていい道路となるでしょう。しかし、支所の移転と跡地の有効活用についての検討過程と公立保育所の廃止と大規模かつ地域独占の保育園の建設につながる跡地の有効活用計画には問題があります。その計画に基づく道路の新設議案であることから、今回あえて反対をいたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

10番 杉原 勲君。

○10番（杉原 勲君）（登壇） 私は、議案第155号 紀の川市道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

この道路は、粉河支所西側の県道と東側の市道を接続する道路を粉河支所跡に整備するため、新たに市道として認定するものであります。

道路を新設することにより、跡地の有効利用を図るだけでなく、施設を整備した場合の施設利用者周辺地域住民の利便性が高まると考えております。また、新設道路を利用することにより、粉河支所近隣の通学路の通勤車両の減少が図られ、通学する生徒の安全性をはじめ、通行人の安全確保に大きな効果が期待できます。

以上のことから、この道路はぜひとも必要なものであると考え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第159号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第159号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に、反対の立場から討論を行います。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員の公選制が廃止され、農地利用最適化推進委員が新設されることに伴い、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数を定めるほか、これまでの農業委員会の選挙にかかわる条例を廃止する内容となっています。

国の法律改正による条例の制定や廃止ということで、地方自治体にとってはあらがうことが難しいことは承知していますが、あえて反対するのは、農業委員の定数を37人から16人へと大幅に削減し、さらに公選制から任命制になるからです。結果として、これまで農業委員会が果たしてきた農地の番人、農家の代表としての役割を弱めてしまうと考えるからです。

それぞれの農地は、耕作者は代々かわりながらも、何十年、何百年にもわたって今に受け継がれてきました。その中で、所有と耕作権の違いなど、複雑な権利関係を持っている場合も少なくありません。そうした農地を適正に管理してきたのが農業委員会であり、地域の農業者自身が代表を選ぶ公選制という仕組みは、地域の農業者自身が農地を集团的に自主管理する組織としての農業委員会の土台となってきました。さらに、その人数は、地

域の実情に精通した当事者である農業者の方が、農地面積や農家数に応じたふさわしい数でなければなりません。

加えて、法改正では、これまで法的根拠を持っていた国や自治体に農業者の声を伝える意見の公表、建議を外しました。公選制の廃止と相まって、農業者の公的代表という農業委員会の役割を農地流動化のための下請機関に変質させることにつながります。農業委員会の役割を狭め、機能を弱体化させる法改正を受けての条例制定であることから、反対をいたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） 私は、議案第159号 紀の川市農業委員の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

農業委員会は、今日まで農業行政の根幹としての役割を果たしてきました。しかし、地方の農業を取り巻く構造の変化により、多くの改革が求められ、地域農業の発展と農家所得の向上などが大きな課題となっています。

そのため、国では、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、「担い手への集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」をより果たせるよう「農業委員会業務の重点化」、「農業委員の選出の方法」、「農地利用最適化推進委員の新設」など農業委員会法の改正を行うものであり、それに伴い必要な措置を講ずるため、今回条例を制定するものであり、本市の農業振興にとって必要な措置であると考え、本案に対する賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第151号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第155号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第155号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第159号 紀の川市農業委員会の委員及び紀の川市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第159号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件についても、過日、本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それぞれ各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれの審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第153号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

債務負担行為補正 貴志川線存続支援事業では、今後10年間で貴志川線存続のために2億7,763万円を支援する債務負担であるが、利用者の利便性だけでなく、貴志駅にきた観光客を市内の名所旧跡へ結びつける考えはあるのかとただしたのに対し、今後、紀の川市の観光地を線でつないでいく取り組みを市観光部局、また観光協会と連携して進めていきたいとの答弁でした。

次に、10款、3項、2目、教育振興費のうち、中学校教育活動事業の生徒派遣費補助

金の増額理由についてただしたのに対し、粉河中学校サッカー一部の全国大会出場等、クラブ活動の成績優秀による遠征費の増加によるものであるとの答弁でした。

次に、10款、5項、1目、社会教育総務費で、時間外勤務手当が420万円も増額されているが、その理由と対象人数についてただしたのに対し、25名分の時間外勤務手当であり、理由としては当初予算の見積もりの甘さや人員の減員によるものであるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました、議案第153号のうち、所管部分について審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

4款、1項、2目、保健衛生費、感染症対策事業で、ことしからインフルエンザワクチンが3価から4価のワクチンになったが、今までの予防接種の補助金がどれくらいで、1人当たりの補助額は3価から4価になることでどう変わったのかとただしたのに対し、今回ワクチンが3価から4価に変わり、ワクチン代が500円アップになりましたが、自己負担は1,000円で、変更はないとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました、議案第153号 紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る12月16日、本庁舎6階委員会室1において、審査を行いました。

当委員会に付託されました議案第153号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

7款、1項、3目、観光振興費、観光振興事業について、観光ガイドブックについて、国体の影響により予想より早く在庫が少なくなったこの機会に、営業を停止している施設を見直すなど、内容を吟味して新しく作成したいとのことだが、いつ発行するのか、古いものは終了するのかとただしたのに対し、発行については、内容を精査して、2月から3月ごろを予定している。また、観光ガイドは、紀の川市「観光ガイドブック」と紀の川市

「たび旅散策まっぷ」の2種類あるが、紀の川市観光ガイドブックを改訂し、種類については、このままの形で行きたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）については、各委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

○議長（竹村広明君） 再開します。

休憩前に引き続き、審議を行います。

日程第5 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願について から

請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書 まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第5、請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願についてから、請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書についてまでの3件を一括議題といたします。

本請願3件については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より請願審査報告書が提出され、お手元に配付をしておりますの

で、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会に付託されました請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書、請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書、請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書。

以上、3件の請願について、審査の経過及び結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る12月17日の本会議で付託されました請願3件について、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

まず、紹介議員及び執行部から説明を受け、審査を行った結果、請願第5号、請願第6号及び請願第7号とも、賛成少数により、不採択とすべきものと決めています。

委員会での意見は、次のとおりでございます。

請願第5号については、後期高齢者医療費の軽減特例の存続は、既に全国の後期高齢者広域連合も国に対し要望を出している。また、国は、負担公平性の確保の観点からの見直しなど、取り組みがなされている状況である。この軽減特例を残していくことで現役世代の社会保障負担がふえ、この後期高齢者医療制度自体が崩壊していくという状況にあると考えられるので、軽減特例の廃止は避けることができないとの反対意見がありました。

また、賛成意見として、75歳という年齢で線引きして高齢者に負担を強いるものであり、公平性に欠けると考える。高齢者の負担をこれ以上ふやさないためにも、特例措置は廃止すべきではないとの意見がございました。

次に、請願第6号については、医療給付費準備基金を活用する方向で進んでいるのであれば、問題はないのではないか。また、基金を取り崩して医療費を安くという内容であるが、基金はいざという時のためのもので、それを取り崩すということに同意できないという意見がございました。

また、賛成意見として、県の広域連合が対策に取り組んでいるといっても、市議会として後押しするという意味でも意見書を提出するべきであるとの意見もございました。

次に、請願第7号については、医療費の高騰による国保会計の赤字を解消していくため、国民健康保険税の値上げに反対ということではありますが、まず医療費の抑制を図ることを考えるべきである。国保加入者の厳しい現状は書かれているが、値上げをしない場合の財源などは何も書かれていない。市自体も財政的に厳しい中で、国保会計に公費を投入するとなると、財政困難に陥る。もし、公費を投入するとなると、国保加入者以外の市民に公平性を指摘される。市の財政状況等を考慮すると、値上げの回避は免れないという意見でした。

また、賛成意見として、市の財政状況が厳しいという状況は理解しているが、国保税が高額なために滞納者が増加している中で、さらに値上げをすれば悪循環になっていくと考えるので、値上げはすべきでないという意見でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております請願3件について、順次討論、採決を行います。

まず、請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、請願第5号について、委員長の報告は不採択となっています。

まず、採択に賛成の討論の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書に対する賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を年齢で区別し、別枠の保険制度に追いやり、保険料負担を強いるとともに、医療費の一部負担を課すものです。年齢によって差別し、際限なく負担を強いる保険制度に対する批判の中で、軽減特例制度が導入されました。紀の川市内だけでも、被保険者の7割が何らかの軽減措置を受けています。これは、高齢者の所得の低さをあらわしています。

さらに、追い打ちをかけるように、物価の上昇、ことし4月からは年金のマクロ経済スライドが発動されており、高齢者の負担ははかり知れません。この軽減措置を廃止すれば、保険料の負担は2倍にも3倍にもなる方が出て、耐えがたい痛みを押しつけることとなります。後期高齢者医療制度の導入した責任で、軽減特例制度の継続を行う必要があります。

高齢者の負担をふやすことのないように、軽減特例制度の存続を求める請願書を提出していただけるよう訴えて、賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 続いて、採択に反対の討論の発言を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） 私は、請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者の保険料軽減特例措置は、実施してから7年が経過し、その中で医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であったものは、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となるなど、不公平感があった。そのため、軽減特例を段階的に縮小し、実施にあたっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平

成29年度から制度を見直すものであり、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることになっております。

軽減特例の見直しにより、被保険者の負担が増すことが予想されますが、今後、現役世代の社会保障負担の増大が見込まれる中、制度の持続可能性の確保の観点から、財政面、負担の公平性を保つ必要があり、制度の見直しは必要と考え、本請願の採択に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、請願第5号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書については、委員長の報告は不採択とするものであります。

本請願の委員長報告は不採択ですので、請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（竹村広明君） 起立少数であります。

したがって、請願第5号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、請願第6号について、委員長の報告は不採択となっております。

まず、採択に賛成の討論の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書に対する賛成討論を行います。

この請願も、先ほどの第5号と同じく、後期高齢者という75歳以上で区別をし、保険料負担を強いる後期高齢者医療制度に関するものです。先ほども述べましたが、多くの後期高齢者の頼みの綱である年金が、マクロ経済スライドの発動により減っている中で、物価の上昇、介護保険料の引き上げです。この上、前回に引き続き後期高齢者医療費の値上げが行われるとなると、負担増の上に負担を重ね、耐えがたい痛みを被保険者に押しつけるものになります。積み立てられてきた医療給付費準備基金を活用し、さらに財政安定化基金を活用するというのも一つの方法だと思います。

この請願は、保険料の値上げを少しでも抑制してほしいというものです。被保険者の悲痛的な声を聞き、この思いを酌み、保険料の抑制を図っていただくことを訴えまして、賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 続いて、採択に反対の討論の発言を許可いたします。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） 私は、請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度の保険料の算定にあたっては、本請願で求めている医療給付費準備基金は、国の方針に従い、既に投入されております。制度上、保険料を裁量で抑制する余地は広域連合がなく、無理に抑制すると財源不足につながるおそれがあり、後年の世代の保険料が上昇し、大きな負担を課することが予想されます。

保険料の上昇を抑制するためには、まず支出を抑制することが重要であり、そのために医療費適正化の取り組みや保健事業の推進等による医療費の抑制を継続して取り組んでいくことが必要と考え、本請願の趣旨に賛同できないものであり、採択に反対いたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、請願第6号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書については、委員長の報告は不採択とするものであります。

本請願の委員長報告は不採択ですので、請願を採択することについてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（竹村広明君） 起立少数であります。

したがって、請願第6号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、請願第7号について、委員長の報告は不採択となっております。

まず、採択に賛成の討論の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願に対する賛成討論を行います。

9月以降の担当課の説明で、来年度から保険税の値上げを避けて通れない旨の説明がされてきました。しかし、短期証が発行されたり、不納欠損額が紀の川市になって10年間で4億円を超えているというのは、保険税の負担が重く、納めたくても納められないという実態からです。国保税が高いために払えない、徴収できないから赤字解消のために国保税を値上げするという悪循環が生まれます。

このような重く耐えがたい生活環境の中から請願が出されています。この請願は、できるだけ値上げをしないでほしいという切実な気持ちを酌み取っていただきたいというもの

です。市民の代表である市議会において、市民の思いを受け取ることが大切だということから、この請願に賛成するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、採択に反対に討論の発言を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は独立採算制であり、その財源は加入者の国民健康保険税と国・県の負担金、市からの繰り入れにより運営を行っており、加入者の負担軽減のため、本市では平成19年度から税率の改定を行わず運営を行っています。

平成27年度決算見込みでは、基金残高が7万円となっております。また、一般財源からの繰り入れを考えると、普通交付税の特別措置が平成28年度以降減額し、平成32年度に終了することと多額の一般財源が減少する見込みであります。市民への負担増を回避するためにも、財政面や負担の公平性の観点から不足分を補うため、国保税率の引き上げは避けて通れないものと考え、本請願の採択に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、請願第7号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第7号 国民健康保険税の値上げを行わないことを求める請願書については、委員長の報告は不採択とするものであります。

本請願の委員長報告は不採択でありますので、請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（竹村広明君） 起立少数であります。

したがって、請願第7号は、不採択とすることに決しました。

日程第6 議員派遣の件について

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定によりお手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 12月議会閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

提案させていただきました案件につきましては、各常任委員会をはじめ皆さん方の御協力を得て、全議案承認をいただき、ありがとうございました。また、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、平成27年は和歌山国体がございました。また、紀の川市発足10周年という節目の年でもございました。そんな中、議会の申し合わせ等の中で、前議長 高田議長、杉原副議長の交代、竹村議長、坂本副議長という議会構成、また各常任委員会・組合議員の皆さん方もかわられ、なお一層紀の川市の発展に今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと、そのように思います。

年末、あと10日足らずで新しい年を迎えることとなります。皆さん方、十分お体に注意をされ、新しい年を迎えられ、来年もよろしく紀の川市発展のためにお願ひ申し上げて、簡単でございますけれども、御礼の御挨拶といたします。

御苦労さんでございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成27年第4回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る12月3日に開会し、本日まで22日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことしも残すところわずかとなり、寒さもひとしお厳しくなっております。議員各位

におかれましては、より一層御自愛をいただき、議員活動に御精励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成27年12月3日招集の平成27年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午前11時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員